

後期高齢者医療制度の動向等について

1 制度改正について

後期高齢者医療制度は平成 28 年度で 9 年を経過し、概ね制度は定着してきているが、国の経済財政運営と改革の基本方針 2015 及び 2016 並びに経済・財政再生計画改革工程表等において検討が求められていた内容について、社会保障審議会医療保険部会において検討が進められ、厚生労働省では、平成 29 年度の予算編成に当たり、国民皆保険制度の持続可能性の確保、世代間・世代内の公平性や負担能力に応じた負担等の観点から、平成 29 年度から一部制度の見直しを行うこととした。

(1) 保険料軽減特例の見直しについて (資料 1-2、1 ページ参照)

趣 旨

・後期高齢者の保険料は、現役世代の保険料に比べ上昇幅が抑えられている。今後高齢者の増加に伴い多額の予算措置が必要になることが見込まれる中、制度の持続性を高める観点から見直し。

均等割 (低所得者)

・保険料の均等割部分を 9 割軽減及び 8.5 割軽減する特例は、低所得者に配慮して当面継続し、将来、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給といった負担減施策と合わせて見直しを実施する予定。

所得割

・保険料の所得割部分を 5 割軽減する特例は、負担能力に応じた負担の観点から、激変緩和も考慮し、段階的に、29 年度は 2 割軽減とし、30 年度から本則 (軽減なし) に戻す。

均等割 (被扶養者)

・元被扶養者の保険料の均等割を 9 割軽減する特例は、一定の負担能力のある方も含めて一律に負担を軽減する制度となっており、また、低所得の場合は、軽減特例がなくなったとしても、別に低所得者に対する軽減措置もある。

・このため、世代内の公平の観点から、急激に負担が増える方に配慮し、段階的に、29 年度は 7 割軽減、30 年度は 5 割軽減とし、31 年度から本則に戻す。

当広域連合保険料軽減措置適用状況

(平成 28 年 12 月現在)

区 分		人数 (割合)	保険料 (年)	改定による影響
現行保険料		均等割額 所得割率	38,000 円 7.36%	
低所得者 の均等割	9 割軽減	49,470 人 (23.3%)	3,800 円	当面据え置き
	8.5 割軽減	49,900 人 (23.5%)	5,700 円	
所得割	5 割軽減	21,933 人 (10.3%)		29 年度 2 割軽減、30 年度から本則
元被扶養 者の均等割	9 割軽減	26,931 人 (12.7%)	3,800 円	所得に応じて 9 割軽減、8.5 割軽減又は、29 年度 7 割軽減 (30 年度 5 割軽減、31 年度から本則) のいずれかに該当

(2) 高額療養費制度の見直しについて

(資料1-2、2ページ参照)

趣 旨

・高額療養費制度は、医療機関の窓口において医療費の自己負担額を支払った後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、事後的に保険者から償還払いされる制度であるが、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担の観点から見直し。

現役並み所得者 ※年収 370 万円以上

・負担能力や「90%以上の方が年に一度も外来特例に該当しない」という利用状況を考慮。激変緩和のため2段階施行とし、急激に負担が増える方に配慮した上で、平成29年8月から月57,600円に、平成30年8月から現役世代と同様の限度額とする。

一般区分 ※年収 156 万円～370 万円

【外来について】

・上限額を平成29年8月から月14,000円に、平成30年8月から月18,000円に段階的に引き上げ。
・年間通して長期療養されている方の負担が増えないよう、年間上限額(14.4万円=12,000円×12ヶ月相当)を創設。

【限度額(世帯)】

・4回目の該当から負担額を抑える「多数回該当」を設定した上で、限度額(世帯)を月57,600円に引き上げる。「多数回該当」により、従来から長期入院し、該当されている方は負担額に変化はなく、新規に入院して該当する方の場合も、負担が増えるのは最大3か月分に止まる。

住民税非課税(低所得者)

・低所得者に配慮し、負担の限度額は据え置き。

(3) 高額介護合算療養費制度の見直しについて

(資料1-2、3ページ参照)

現役並み所得者のうち、年収770万円以上の被保険者については、平成30年8月から年収に応じて高額介護合算療養費の限度額(現行67万円)を、年収770～1160万円の方は141万円に、年収1160万円以上の方は212万円に引き上げ。

2 保健事業について

平成28年4月1日施行された改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第125条では、「後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じ、健康教育、健康相談、健康診査及び保健指導並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。」とされているところであり、現在、厚生労働省では高齢者の特性を踏まえた効果的な保健事業を推進するため、モデル事業を実施するとともにその結果等を活用しつつ、高齢者の保健事業のあり方検討並びにガイドラインの作成が進められている。

当広域連合においても生活習慣病等の重症化予防、心身機能の低下に伴う疾病の予

防のため、高齢者の心身の特性に応じた保健指導等の取り組みをさらに推進することとしている。

平成 29 年度新たな取組み

- ・組織体制強化のため保健指導専門員（非常勤職員）を新たに配置
- ・低栄養改善訪問指導事業（新規）
健診データから対象者を抽出し、訪問指導を実施。
- ・重複・頻回受診者訪問指導事業（拡充）
レセプトデータから対象者を抽出し、訪問指導を実施。
- ・糖尿病性腎症重症化予防事業（H28 から一部実施）
健診データから対象者を抽出し、文書による受診勧奨を実施。

3 後期高齢者医療制度における保険者インセンティブについて

制度の運営主体である後期高齢者医療広域連合による予防・健康づくりや医療費適正化の事業実施が全国規模で展開されることを目的として、広域連合の取組を支援するための仕組みを構築することを目的に、保険者にインセンティブを与える検討が進められている。本格運用は平成 30 年度からであるが、平成 28 年度の特別調整交付金の配分から、下記の指標候補による評価を行い、前倒しで進められることとなっている。

評価指標の候補

保険者共通の指標	後期高齢者固有の指標
指標①・② ※後期では（特定）健診は義務ではない。 ○健康診査や歯科健診の実施 ○健診結果を活用した取組（受診勧奨・訪問指導等）の実施	指標① ○データヘルス計画の策定状況
指標③ ○重症化予防の取組の実施状況	指標② ○高齢者の特性（フレイルなど）を踏まえた保健事業の実施状況
指標④ ○被保険者の主体的な健康づくりに対する保険者の働きかけの実施	指標③ ○専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制整備
指標⑤ ○重複・頻回受診、重複投薬者等への保健師、薬剤師等による訪問指導の実施	指標④ ○医療費通知の取組の実施状況
指標⑥ ○後発医薬品の使用割合 ○後発医薬品の促進の取組	指標⑤ ○後期高齢者医療の視点からの地域包括ケア推進の取組 ○国民健康保険等と連携した保健事業の実施状況
	指標⑥ ○第三者求償の取組状況

4 豪雨災害の被災者に係る医療費の一部負担金免除について

平成 28 年 8 月に本県沿岸部に上陸した台風第 10 号による豪雨災害は、広域に渡り大規模で甚大な被害であり、災害救助法及び被災者生活再建支援法の適用を受けていることなどから、東日本大震災津波以外の災害では初めて現行規定（岩手県後期高齢者医療一部負担金減免要綱）の要件を緩和して、医療費の一部負担金の免除を行う特

例措置を設けた。

一部負担金の減免

① 現行の岩手県後期高齢者医療一部負担金減免要綱の規定にかかわらず、被災被保険者が次に掲げる損害状況のいずれかに該当する場合、その他の要件（前年所得、市町村民税課税状況、今後の収入見込や預貯金額の状況）を撤廃して一部負担金を免除（100%減免）する。

- ・被保険者の属する世帯の世帯主が死亡した場合
- ・被保険者又は被保険者と同一の世帯に属する者が所有する住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した場合

② 減免措置の期間 平成28年8月30日から平成29年1月31日まで

- ・現行要綱で定める減免期間（6か月間）に準じ、本特例では、災害発生日に遡及して適用し、当該日から5か月を経過した日の属する月の末日までを免除期間として、減免申請の期限を平成29年1月31日までとする。
- ・既に支払った一部負担金がある場合は申請により還付するものとし、その申請期限は平成29年2月28日までとする。

※1月30日現在で554人の被保険者に対し、免除又は減免を決定

保険料の減免

保険料の減免は、現行規定の「岩手県後期高齢者医療保険料徴収及び減免に関する要綱」を適用し、被災の程度及び所得の状況に応じて減免することとした。

※1月30日現在で46人の被保険者に対し、減免を決定

5 後期高齢者医療制度の保険料軽減判定誤りによる保険料の過大・過小徴収について

平成28年12月27日付けで厚生労働省から、「後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあり、平成20年の後期高齢者医療制度の発足以来、世帯主又はご本人が青色申告を行っている被保険者のうち一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていた。」という報告があった。

現在、当広域連合において誤って賦課されたと思われる方の抽出を行ない、市町村に所得確認を依頼しており、4月以降保険料の還付又は追加徴収の対象となる被保険者に対し、御迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、保険料の徴収が過大となっている被保険者に対しては、速やかに還付を、また、保険料の徴収が過小となっている被保険者に対しては、個々の事情を伺いながら丁寧に説明した上で本来の保険料の納付をお願いすることとなっている。